

滋賀県共通事務端末広告掲載事業実施要綱

新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

旧	新
滋賀県共通事務端末広告掲載事業実施要綱	滋賀県共通事務端末広告掲載事業実施要綱
第1条～第11条（省略）	第1条～第11条（省略）
<p>第12条 県は、前条の規定により申込みがあった場合は、第6条、第7条および第8条の規定に基づき審査し、受付順により広告主を決定する。</p> <p>2 県は、<u>募集開始日から1週間以内</u>に複数の者から申込みがあり希望する掲載期間が重複したときは、前項の規定にかかわらず、県が指定する日時および場所において当該複数の者によりくじを引き重複した掲載期間ごとに広告主を決定するものとする。この場合において、当該申込者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該広告事業に関係のない職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>3 県は、前2項の規定により広告主を決定したときは、「滋賀県共通事務端末広告掲載（不掲載）通知書」により当該申込者に通知する。</p>	<p>第12条 県は、前条の規定により申込みがあった場合は、第6条、第7条および第8条の規定に基づき審査し、受付順により広告主を決定する。</p> <p>2 県は、<u>県ホームページ等で示す募集期間内</u>に複数の者から申込みがあり希望する掲載期間が重複したときは、前項の規定にかかわらず、県が指定する日時および場所において当該複数の者によりくじを引き重複した掲載期間ごとに広告主を決定するものとする。この場合において、当該申込者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該広告事業に関係のない職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>3 県は、前2項の規定により広告主を決定したときは、「滋賀県共通事務端末広告掲載（不掲載）通知書」により当該申込者に通知する。</p>
第13条～第26条（省略）	第13条～第26条（省略）